様式第十六（第10条関係）

認定新事業活動計画の変更指示の通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により変更を指示します。

記

変更を指示する理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第10条第３項のうち、変更を指示する理由を具体的に記載する。

様式第十七（第11条関係）

認定新事業活動計画の認定取消し通知書

年　月　日

殿

主務大臣　名

年　月　日付けで認定をした新事業活動計画については、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記要要領）

法第10条第２項及び第３項のうち、認定の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。

様式第十八（第11条関係）

認定新事業活動計画の認定取消しの公表

１．認定取消しの年月日

２．認定を取り消された新事業活動実施者名

３．認定を取り消した新事業活動計画の内容

４．認定取消しの理由

（記載要領）

認定を取り消された新事業活動実施者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十九（第12条関係）

事業再編計画の認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所

名　称

代表者の氏名

産業競争力強化法第23条第１項の規定に基づき、事業再編計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業再編の目標

２．事業再編の内容

３．事業再編の実施時期

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

５．事業再編に伴う労務に関する事項

６．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業再編の目標

⑴　事業再編に係る事業の目標（事業再編を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

⑵　生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標（事業再編の実施に関する指針（平成26年財務省・経済産業省告示第一号）に規定する具体的な指標を用いる。）を記載する。

２．事業再編の内容

⑴　事業再編に係る事業の内容を記載する。

①　計画の対象となる事業を明記するとともにその選定理由を記載する。

②　事業の構造の変更と分野又は方式の変更とに分けて事業再編の具体的内容を要約的に記載する。

③　②の記載中において、次の説明を記載する。

イ　当該事業再編による生産性の向上が当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

ロ　当該事業再編の属する事業分野が過剰供給構造にある場合にあっては、その解消に資するものであること。

ハ　内外の市場の状況に照らして、申請者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ニ　一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

⑵　事業再編を行う場所の住所を記載する。

⑶　関係事業者又は外国関係法人が行う措置を含む場合には、その名称及び当該関係事業者又は当該外国関係法人が法第２条第８項の関係事業者若しくは法第30条第１項の特定関係事業者又は法第２条第９項の外国関係法人であることの説明を記載する。

⑷　別表１により、事業再編を実施するための措置の内容については、事業の構造の変更及び分野又は方式の変更ごとに法第２条第11項各号に掲げる事業活動に照らして記載する。

⑸　別表２により、事業再編に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得等に係る投資をいう。）の内容について、申請者である事業者及びその関係事業者又は外国関係法人ごとにそれぞれ記載する。

⑹　別表３により、事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い不動産の譲受け又は譲渡を予定している者は、当該不動産の内容について記載する。合併、分割等により不動産の取得を予定している者についても、同様とする。

３．事業再編の実施時期

⑴　事業再編の開始時期及び終了時期を年月をもって記載する。

⑵　別表４により、毎事業年度の実施予定を記載する。

４．事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　必要な資金の額及び調達方法の概要を記載する。

⑵　必要な資金の額及び調達方法は、別表５により記載する。